

発議第5号

岩出市議会議員定数条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年12月14日提出

(提出者)

議員報酬及び定数に関する調査特別委員会
委員長 福 山 晴 美

岩出市議会議員定数条例の一部を改正する条例

岩出市議会議員定数条例（平成14年岩出町条例第21号）の一部を次のように改正する。

本則中「16人」を「14人」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

（岩出市議会委員会条例の一部改正）

- 2 岩出市議会委員会条例（平成18年岩出町条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「8人」を「7人」に改める。